

「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」 に基づく指定管理者の選定

熊本県

人口：1,852,073人

面積：7,405.21 km²

平成18年度事例集、4項No14掲載事例

取組の概要

指定管理者の選定に当たっては、事務処理の透明性・公平性を確保しつつ円滑・適正に進める必要があるため、外部有識者等の意見も踏まえながら、標準的な事務処理について「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」（以下「指針」という）を平成17年度に定め、選定手続きを進めている。

指針では、施設の特性に応じた審査基準の設定・配点の公表、外部有識者を過半数とする選定委員会の設置などを求め、選定手続きの透明性・公平性を高めるものとしている。

この指針に沿って指定管理者の選定を行った結果、平成18年度から指定管理者制度を導入した40施設について、経費節減や民間企業等の新規参入等の効果がみられた。

- ・経費節減効果 約8億5千万円削減
- ・応募団体数 公募29施設で延べ93団体応募(平均3.2団体応募)
- ・新規参入率 55.2% (公募29施設中、16施設で従来の管理団体以外が選定)

※これまでの指定管理者制度導入状況

平成17年4月導入：2施設（2施設とも公募）

平成18年4月導入：40施設（29施設で公募、11施設は施設民営化予定のため非公募）

取組の紹介

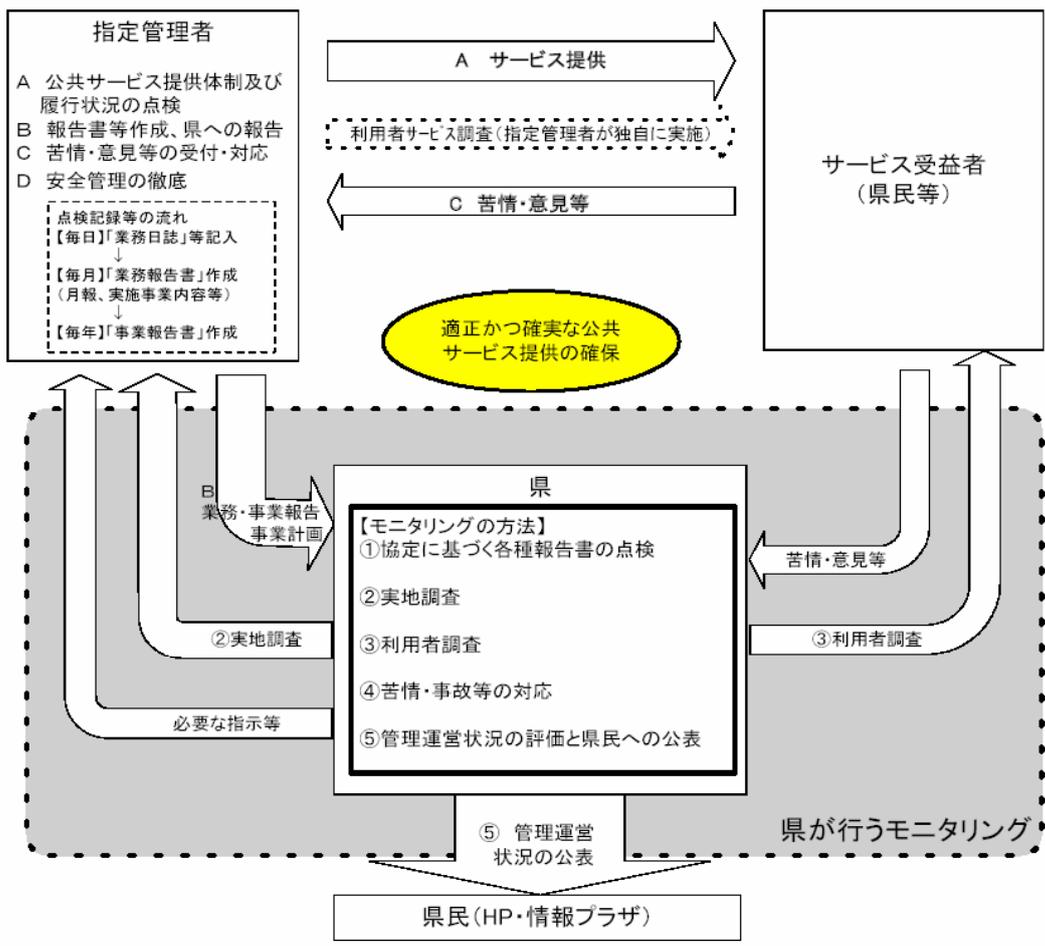
1 その後の状況

- ・ 県が自ら管理運営を行っている直営施設についても指定管理者制度導入可能性の

検討を行った結果、平成 19 年 4 月から熊本県野外劇場について導入することとし、「指針」に沿って指定管理者の選定を行った。

- また、指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供が適正かつ確実に履行されているかどうかを監視し、評価するため、標準的な実施方法等について「指定管理者制度導入施設の管理運営に係るモニタリング指針」を平成 18 年度に定め、すべての指定管理者制度導入施設を対象に管理運営状況の評価を実施し、平成 19 年 9 月にホームページ等で結果を公表。

モニタリングの実施体系



モニタリング実施のスケジュール(例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
業務報告書点検	○報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実地調査				○						○						○
利用者調査				利用者調査							○	調査結果に基づく指導等				
事業報告書点検	前年度報告	確認											前年度報告	確認		
評価結果の公表				前年度の評価結果の公表									前年度の評価結果の公表			

事業年度

2 前回からの取組効果

- ・ 平成 19 年度から指定管理者制度導入 1 施設（直営施設からの移行）の取組効果
 - ・ 経費節減効果 約 0.3 千万円削減
 - ・ 応募団体数 2 団体応募（公募）
- ・ 平成 19 年 4 月現在、指定管理者制度導入施設の経費節減効果は、平成 18 年度及び平成 19 年度の 2 年間の累計で約 18 億円。（平成 17 年度予算額との比較により算出）

3 新たな課題・問題点

今後、二期目の指定管理者選定を順次行っていくこととなるが、これまでの施設管理運営状況の評価結果を踏まえ、より県民サービスが充実するよう指定管理者の選定を行う必要がある。

4 住民（職員）の反応・評価

指定管理者導入施設で行った利用者へのアンケート調査では、指定管理者の業務に対する大きなクレーム等はない。

また、各施設所管課が実施した管理運営状況の評価では、大きな課題等はなく全体的に概ね適正な管理運営がなされていることが確認されている。

5 今後取り組む自治体に向けた助言

指定管理者の募集と併せ、統一的なモニタリングの方法も検討しておいた方が、指定管理者による管理運営開始時から、提供する公共サービス水準等の点検・評価体制を整えておくことができる。

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

「熊本県の行財政改革」

<http://www.pref.kumamoto.jp/project/fiscal/shiteikanri/index.html>

担当部署：行政経営課